

新型コロナ対策生活応援援護品のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対し、援護品を支給いたします。(援護品は滑川町地域商品券です。)

(次の要件に当てはまる世帯が申請できます。)

要件1 滑川町に住所を有する世帯(別世帯であっても、同一の家計を営んでいると判断できる場合には、同一の世帯とみなします。)

要件2 コロナウイルスの影響を受け、収入が減少した世帯

※収入が減少していることが要件となるため、収入の減少がみられなかった世帯(年金、各種手当で生活する世帯、生活保護世帯等)は該当になりません。

※申請方法

収入を確認できる書類(給与明細書、収入額がわかる通帳の写し等)をご用意いただきまして、「新型コロナウイルス感染症対策生活応援援護品申請書」に必要事項を記入の上、滑川町社会福祉協議会までご提出ください。(支給には審査があります。)

※申請書の入手方法

- 1 社協ホームページ <http://www.namegawa-shakyo.jp> より申請書がダウンロードできます。記入いただきまして社会福祉協議会事務所までご持参ください。
- 2 滑川町社会福祉協議会事務所にて配布しています。
- 3 郵送でお送りすることも可能です。社会福祉協議会までご連絡ください。



滑川社協
ホームページ

申請書の受付期間 令和3年7月19日(月)～8月6日(金)平日のみ

(赤い羽根共同募金配分金の範囲内での支給になりますので、上限に達し次第受付を終了する場合があります。)



この事業は赤い羽根
共同募金の配分金に
より実施しておりま
す。

(お問い合わせ先)

社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会
〒355-0811

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 2440-1

滑川町コミュニティセンター内

電話 0493-56-6345

F A X 0493-56-6349